

パブリック・コメントの意見の概要と見解

対象案件 ごみ処理広域化基本構想（素案）
 実施期間 令和2年4月15日（水）～令和2年5月14日（木）
 意見数 11人 1法人 58件

「協議会の考え方の区分」
 ◎：意見を反映し案を修正した ○：意見を一部反映し、案を修正した △：案を修正しなかった。
 □：その他（感想、この案件以外への意見等）

No.	章番号	頁	意見の概要	協議会の考え方	区分
1	全般	—	各文章内では、元号のみのものと元号+西暦のものとの混在し、図、表、グラフでは元号となっているが、わかりにくい。特に過去のものとの今後のものとの比較する場合、西暦のみとした方がわかりやすい。	ご指摘を踏まえ、本文中の年号表記について「元号+西暦表記」として修正しました。（例：P.8 令和10年度 → 令和10年（2028年）度）	○
2	3	14	P.14 図3.1では、家庭ごみ、生活系ごみ、家庭系ごみが並列で描かれており、それぞれ別にあるように見える。	ご指摘を踏まえ、P.14の図3-1について記載方法を見直しました。	○
3	3	51	P.51トレンド法による計算式の説明が必要。下段の式だけを見ても、a、b、xが何を指すのかわかりにくい。	ご指摘のとおり、P.51の脚注にトレンド法による計算式の説明と近似式に用いる係数の定義を追加しました。	◎
4	3	19	道路の整備 ゴミ収集車の数が格段に増えるので、現清掃センター用の道路幅から大幅に拡幅することを計画する。	P.65に記載のとおり、周辺交通への影響が懸念されることから、広域処理施設の整備にあたり敷地内に待機動線を十分に確保することや、両市における直接搬入制度のあり方について今後検討していくものとしています。 また、公害防止条件や周辺環境への対応については、令和3年度以降予定している生活環境影響調査の結果を踏まえ、施設整備基本計画で具体的に検討してまいります。	△
5	4	65	P.65 問題は、曜日ごとの差ではなく、2か所から1か所に集中すること。車両の渋滞、走行距離の増によるCO2その他の排出量の増大、朝霞市からも行くことでこれまで通っていなかったところも通ようになることでの環境の悪化などがあげられる。外環IC付近も渋滞が考えられる。		
6	5	91 92	P.91・P.92 「インフラ整備」「車両集中」現在使用している2車線道路で十分としているが、車両は当然増える。収集運搬車以外に持ち込み車両も2倍かそれ以上になると考えられるので、待機用などの拡幅が必要ではないか。朝霞市クリーンセンター付近では、現在でも多い時には新盛橋付近まで待機車両が並ぶことがある。		
7	5	92	北側のこの地区に隣接している市民は、稼働が始まると両市の収集車が多数通行する事に依る弊害が出てこないか危惧しているが、朝霞市側からの収集車の通行ルートは決めるのか、決めないのか？		
8	5 6	92	処理施設は地域の環境を阻害しない。 早朝時の煙・大気汚染対策、収集運搬車の交通安全、交通渋滞対策、通過道路の整備も行ってください。		
9	3	19 52	ごみ減量化の目標値で、朝霞市の生活系ごみ一人当たり441g/日、和光市は 生活系ごみ一人当たり529g/日 と、朝霞市よりも19%多くなっている。 収集運搬の燃やすごみの持込車両が、和光市は12,103台（2018年度）で、朝霞市が1,439台と、和光市が突出して多い。収集運搬車両が、朝霞市31,874台に対し、和光市17,005台とほぼ2：1で、粗大ごみの持込車両もほぼ2：1にもかかわらず、燃やすごみの持込車両台数が、朝霞市：和光市が1：9近くになっていることが関係しているのではないかと。 家庭から排出される前の段階で、減量化・資源化はなされる。朝霞市と和光市の家庭でのごみ減量化・資源化の違いは何か。 この排出源の対策なしに、ごみの焼却量算出、焼却炉の能力を算出するのは本末転倒である。 排出源の市民が、ごみ行政に参加し、減量化の当事者として計画策定に参加すべきである。将来的にごみの減量化・資源化を進めるのは市民で、市ではない。当事者抜きの施策になっているのではないかと。	ごみ処理広域化基本構想では、各市が定めている第5次一般廃棄物処理基本計画を前提とした上で、共同処理の枠組みについて整理しています。 P.63の広域処理の業務範囲に記載のとおり、各市における減量施策については、引き続き市民と行政が一体となって一般廃棄物処理基本計画に基づき、推進していくものとなります。	△
10	3	15 16	P.15とP.16を見ると両市でかなり違っている。これでいきなり一緒にできるのか、市民の意識が追い付かないのではないかと。		
11	3	36	P.36でも、市民・事業者の両市での意識がかなり違うが、今後どのように市民意識を醸成していくのか記載されていないのが不安である。		
12	3	46 49	P.46・P.49についても、両市の違いが際立っている。		
13	3	48 49	P.48・P.49でも、現状を考えると一つにするのはかなり難しいと思われる。両市の計画をどうすり合わせるのか、市民意識がカギとなる。		
14	3	52 53	P.52・P.53 今の計画ではそれぞれ別の設定となっているが、これをどうすり合わせるのか、計算上ではなく実際に市民が出すものとして考える必要がある。		

パブリック・コメントの意見の概要と見解

15	4	56	P.56 1) 広域化の意義と必要性では、いろいろと書かれている。どれも必要なことではあるが、財政負担の低減とあるうち、維持管理については広域のほうがメリットがあるかもしれないが、それ以外は広域のほうがいいという根拠はない。逆に単独自治体ごとのほうがよりよくできることも多い。よって、「広域化の必要性が高まっています」とは言えない。	P.1の経緯にもあるように、両市の中間処理施設が老朽化し建替えの必要性が高まる中で、単独で整備する場合には、厳しい財政運営を踏まえると市政への負担が懸念されることから、平成30年8月に「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」が両市の間で締結され、ごみ広域処理体制の構築に向けた検討を開始しています。	△
16	4	P.58 ごみ処理の基本理念が朝霞市にはない。また、両市とも広域化をうたっている部分以外は単独でできることであり、広域化の優位性は特にない。			
17	4	P.60 経済性以外に広域化のメリットはないと言えるのではないかと。特に基本方針4の地域社会への貢献については、単独自治体で地域密着型のほうが効果的であると言える。			
18	4	60	安全が第一で、安定的且つ効率的な”ごみ処理広域化策”を確立すること。	P.60に記載のとおり、基本方針1及び2を踏まえ検討してまいります。	△
19	4	60	「防災拠点」機能を考慮していただければと思います。	両市における災害廃棄物の処理機能のほか、廃棄物エネルギーを活用した熱回収施設とすることで、外部電源が絶たれた場合でも自立して運転ができるなど、防災拠点としての機能を念頭に施設整備基本計画において具体的に検討してまいります。	△
20	4	60	第4章 広域処理の基本方針 基本方針2：安心・安全・安定的な広域処理体制の構築 安心・安全で安定的な広域処理体制の構築を目指し、確立された技術による強靱で信頼性の高い広域処理施設の整備を目指します。（「強靱で」を追記する。）	基本方針につきましては、変更なしとさせていただきます。	△
21	4	62	P.62 朝霞地区一部事務組合が入っていないが、し尿処理もごみ行政の一部ではないか？これと志木地区一部事務組合があり、さらに2市の組合ができるのはどうなのか、説明がほしい。	「ごみ処理」を共同処理事務の範囲としている組合のみを一覧として掲載しています。事業主体の検討については、第8章（P.170～）に記載のとおりです。	△
22	4	63	清掃車の合理化・利用について 東京都の清掃車はごみ焼却場での排出する時間を短縮する為に集積ゴミの排出はダンプ式でなくピストンの押し出し式で時間を短縮しています。 今後、新しい車両を購入する場合は検討する必要があります。 また、杉並区はこの清掃車を市の広報車として利用し、車の側面に選挙の投票を呼び掛ける広報を大きく張り付けていた。当市も利用した方が良くと思います。	P.19に記載のとおり、両市では一般廃棄物の収集運搬について、直営ではなく、民間の許可事業者へ委託をお願いしており、共同処理にあっても、同様の形態で行うものとしています。	△
23	4	63	ごみ処理車を電気自動車に		
24	4	63	P.63 「住民サービスの向上」とあるが、住民サービスについていえば、単独自治体のほうがいいことは、市町村合併の結果を見ても一目瞭然である。はっきりしないことは、書かない方がいい。	ご指摘を踏まえ、収集運搬業務について継続して広域化の検討を行っていくとしている理由から、住民サービスの向上を削除しました。（P.63とP.65）	○
25	4	67 68	P.67・P.68表4-3では、両市間に10年以上の差があるが、これで推計をどう出したのか疑問。	表4-3では、第3章のP.55 図3-43で算定した将来における年間ごみ排出量から、処理対象物の年間搬入量を算出するため、ごみ種別の「年間搬入量割合」を算定しています。朝霞市では、平成31年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画で示されている令和10年度の推計値の割合をもって算定していますが、和光市では令和10年度の推計を行っていないため、直近の実績値をもって割合を算定し、ごみ種別の年間搬入量を算定しています。	△
26	4	69 70	ゴミの分別について合理化 現在、細かな分別を行っているが、多くが利用できないようなプラごみが混在し、再生出来ないプラごみが多い。 また、現在は多くの人々が忙しい共働きで分別は負担になっております。 特に和光市はワンルームマンション、アパート住民が多く出入りが多く、また、外国人も多く生まれ、増加傾向、ゴミ出しで地域のトラブルが多い。 余り良くない状態の所が多い。 再生出来るPETは別にして、新施設からはプラごみは東京都のように熱源、売電にした方が良く。 汚れた複合プラスチック包材を水道水で使って洗っても再生利用はできません。 無駄な仕事をさせているようです。 燃やして売電する方が良くと思います。 また、分別清掃車を合理化・削減できます。 よって 現在のプラごみは燃やすゴミの熱源とし売電。 金属、段ボールなどは現行の再生として戴きたい。	現在、両市ではプラスチックを分別回収していますが、中間処理施設において、飲料メーカー等の特定事業者（※）がリサイクル費用の一部を負担している「容器包装プラスチック」と「その他のプラスチック」に分別して、それぞれ処理を行っております。広域処理施設の処理対象量の推計では、P.69・70に記載のとおり処理ルートの確保が課題となっている「その他のプラスチック」を焼却処理対象とし、サーマルリサイクルを行うことを想定しています。 ※ 容器包装プラスチックを利用・製造・輸入する事業者	△
27	4	69 70	雑プラスチックごみは現状では一般家庭ごみと別に集荷しているが、東京都のように燃料として一般ごみと同じに集荷してはどうか、ペットボトルは再利用しているが雑プラスチックごみは再利用できていないのではないかと。		

パブリック・コメントの意見の概要と見解

28	5	75	建設場所に関して住民のコンセンサスをしっかり取り付けること。	事業の進捗に応じて説明会を開催し丁寧な説明を重ねることで、住民の皆様の理解が得られるよう努めてまいります。	△
29	5	85 92	第5章 建設用地の設定 6 評価項目及び評価の視点の設定 表5-6(2) インフラ整備状況 評価項目として「都市ガス」、評価の視点として「都市ガス(中圧導管)の引き込みは可能か。」を追記する。 7 評価結果 表5-7(7) インフラ整備状況 評価項目として「都市ガス」、適正評価の結果及び抽出された課題として「建設予定地への都市ガス(中圧導管)引き込み可能と考えられる。仕様の検討段階で東京ガスと協議する。」を追記する。	広域処理施設を運転するための燃料については、廃棄物から発生する熱エネルギーにより賄うことを基本としていますが、一旦停止した施設を再稼働する際などに必要となる外部燃料については、維持管理手法やトータルコストを踏まえ、施設整備基本計画において具体的に検討してまいります。	△
30	5	86	P.86・P.87 表5.7(1) 買収部分があるが、朝霞市単独の場合は既存の場所であるため買収費用はゼロである。この買収費用は両市で出すのかが不明。また、法で規制された場所でないからといっても、両市とも市街化された現在では、農地は貴重な緑地であることを念頭に置いてほしい。	費用の負担割合については、朝霞市和光市ごみ処理広域化協議会での協議に基づき、新たな一部事務組合の規約において、両市の議会の議決を経て定めてまいります。また、P.134に記載のとおり、周辺の土地利用にも考慮しながら緑地を配置する計画としています。	△
31	5	89	P.89 「地歴」 土壌汚染状況によってどのような対策をとるのかも明記してほしい。	施設整備基本計画において検討してまいります。	△
32	6	93	ごみ焼却炉を高温1600～1800℃に耐えるように、プラスチックの燃焼に耐えるように		
33	6	93	ごみ焼却炉の排気筒(煙突)は、高さ140m以上にする。		
34	6	96	P.96 後段を読むと、ストーカ炉を考えているのかと思われるが、記述が全くない。どれを選ぶかは、組合議員や職員だけでなく、使用する市民の意見も入れられるような仕組みを考えてほしい。(個人的には、ストーカ炉がbetterだと思うが)		
35	5 6	90 124 125 133	P.90・P.124・P.125・P.133 浸水対策については、荒川・新河岸川のハザードマップがあるが、昨年秋の台風時の被害を県内・県外で見ると、浸水だけではなく甚大な被害があった。いったん破堤した場合、再開までに普通の建物でもかなり長期間かかる。機械類が多い建物が被害を受けた場合を考える必要がある。この場所では、地震等での災害廃棄物をどうするかより、被災した場合数か月間のごみ処理をどうするかをまず考えるべきである。福島第一原発も、津波到達はありえないと言われていたことを思い起こすべき。	P.132に記載のとおり、建設地の実情を踏まえた浸水対策を講じてまいります。	△
36	6	125	建設候補地は浸水被害が5m以上の地域にあるので浸水対策を十分に講じてほしい。特に電気設備は上階に設け浸水対策を講じる必要があると考えます。		
37	6	125	敷地のかさ上げ 予定地は洪水ハザードマップでは浸水が3m以上5m未満の区域に当たるためそれを超える盛土にする。		

パブリック・コメントの意見の概要と見解

38	6	129	P.129 「緑化率」当該地域は産廃事業者も多く、車両の交通量も非常に多い。住宅地ではないからといって、基準に合えばいいというのではなく、できる限りの緑化をして、現在よりもいい環境を作っていくのが地域への貢献となるのではないかと。できれば、周囲を樹木で覆うぐらいの配慮がほしい。		
39	6	134	周囲との景観を良くする。 施設の景観 特に煙突のデザインに配慮、和光のランドマーク、シンボルタワーにして、緑化にも配慮して、ごみ処理施設の悪いイメージにならない施設を建設してください。 敷地北側、西側に単なる空地ではなく、景観を配慮した緑地として載きたい。 施設の周りをウォーキング、サイクリングしたくなるような緑地帯が望ましい。 また、スモールパークの休みどころもあればよい。 参考として杉並区の施設は周囲環境に配慮し高級住宅地が隣接しているが違和感がない。 このような施設が望ましい。 遠い将来、この地域の農業、工業が変遷すれば周辺は東京都のようにウォーターフロントの住宅地になるかもしれないのでこれも視野にいれる必要があります。 (参考)東京都の荒川沿い、江東区の手賀池沿い、多摩川沿いのウォーターフロント	P.134に記載のとおり、予定地の周辺環境に調和するよう景観に配慮するとともに、周辺の土地利用にも考慮しながら緑地を配置する計画としています。	△
40	6	134	景観配慮 外観は公共施設における景観の在り方のモデルになるデザインにする。		
41	6	135	SDGSを目標に余熱を温浴施設や売電に利用し効率的なエネルギー利用を検討してほしい。		
42	6	135	ゴミ処理の廃熱利用に老人用の温泉施設。 出来れば温熱療法や健康法に力を置いたもの。隣の老健施設にもお湯を使えるなど、または電力に利用するなど、効率のよい使用法が望まれる。		
43	6	135	余熱利用について 温浴施設のような憩いの場等の併設は可能か。	P.60の基本方針3に記載のとおり、廃棄物エネルギーの有効利用を基本方針に掲げていますが、利用方法については、熱効率や廃棄物エネルギーの特性、中長期的な財政への影響を考慮し、検討を進めてまいります。	△
44	6	135	福祉の里周辺に、ごみ処理で生じ廃熱を有効利用させる		
45	6	135	余熱の利用 余熱の利用は、隣接する福祉の里のみならず、桜の里及び下新倉小学校を対象に加える。		
46	6	135	「余熱利用」大げさな入浴施設やプールなどではなく、施設内外での利用にというのは、評価できる。発電については、あまり過度な期待をしない方がいい。		
47	6	145	地域の要望に配慮 朝霞市との共同なので清掃車が倍以上、通過するとおもいます。 北側地域にとってはマイナス要因ですが、この施設ができることによって、将来この地域の開発が進み、プラスになるような施策に取り組む必要があります。 隣接する福祉の里、アグリパーク、新河岸川、荒川河川敷とのつながり、和光市民の憩いのウォーターフロントの空間ができます。 そのために現在のごみ焼却場の跡地は新河岸川につながる緑地公園として残し、新河岸の土手には桜など植栽、市民の施設見学後の散策広場に利用してください。 朝霞市民と和光市民がふれ合える、ふれあい温泉 廃熱売電だけでなく、廃熱利用の温泉をつくり、市民が憩えるように、ゴミ処理施設の温泉には多くの賛同がありますので取り組んで載きたい。 安価で市民が憩える浴場施設、荒川、富士山も見えるのでとても良い場所です。 現在、多くの他市ではゴミ処理場では焼却熱を利用した浴場を併設し、市民に提供しているのが当たり前になっております。 他市を参考にして下さい。 収益を得るのであれば、井戸を掘れば戸田市の温泉と同じ黒湯がでるかも知れません。 しかし、私は安価で市民がふれあえる温泉が良いと思います。 他の廃熱利用、熱供給 福祉の里 下新倉小のプール、進めば地域の農業ハウスへ熱供給	P.145に記載のとおり、周辺地域への貢献方策については、施設整備基本計画の策定段階で地域要望や、新たに整備する広域処理施設の特性を踏まえ、検討してまいります。	△
48	6	145	単にごみ処理施設建設だけではなく、アグリパークを含む広範囲で市民が集えるような賑わいの創出も考えてほしい。温泉施設もありと思う。		

パブリック・コメントの意見の概要と見解

49	6	146	P.146～P.154 「環境学習」地域に根差した場所でのものでないと、施設ばかり立派で内容の伴わないものになってしまうことが多い。実際に各地の施設を見ての感想である。それよりも、それぞれのまちにある拠点となる場所で、出前を行ったほうが市民や子供たちにとって有意義なものとなる。施設では見学程度にとどめないと、いわゆる「宝の持ち腐れ」となってしまい、税金の無駄遣いといわれかねない。特にこの辺りでは、子どもたちを呼ぶようなことを望まない方がいい。	-	□
50	6	149	ごみ焼却炉について、小中学生、および地域住民に開放（見学）の機会を確保。		
51	6	149	リサイクルセンターについて 朝霞市のリサイクルセンターはとても良いシステムで多くの市民が利用しています。 大型粗大ゴミもリサイクルされており人気で賑わいがあります。 この共同の一角にも施設を作ってください。 複合プラごみの再生より価値があります。 朝霞市ではシルバーの方がタンスやベットなどを修理し安価に販売、抽選で販売する程人気となっておりますので当市も学ぶ必要があります。	P.149に記載のとおり、広域処理施設の役割の一つとして、環境教育・環境学習機能を掲げており、施設見学ルートの整備や、リデュース、リユースの促進に関する拠点としての機能について検討してまいります。	△
52	6	155	「事業手法」についても、組合議員や職員だけで決めるのではなく、広く市民の声を聴く手法を探るべきである。実際にごみを分別し出すのは市民であり、自分たちのこととして受け入れられるものでないと、ちゃんと出そうというモチベーションにつながらないのではないか。	事業手法については、検討委員会を設置し施設整備基本計画と合わせて検討してまいります。	△
53	7	167	処理場跡地は緑化公園にして川の船着場などと一体化した魅力あるものにする。 市内バスも多く来るような楽しい場所にしたい。	P.169に記載のとおり、処理施設の跡地については、次期広域再資源化施設の建設予定地として想定しており、それまでの間、災害廃棄物置き場のほかストックヤードとして活用することを考えています。	△
54	9	176	建設スケジュール 多くの市民は期待しています。工期を短縮し完成が遅れないようにお願い致します。	P.176に記載のとおり、現処理施設の老朽化の現状を踏まえ、できる限り早期の稼働を念頭に、令和10年度を目途に事業を進めてまいります。	△
55	10	177	建設費用は両市の発展性を考慮しつつ、精査すること。	建設費用については、社会情勢を踏まえ、施設整備基本計画における仕様検討と併せ、適正価格を精査してまいります。	△
56	10	178	P.178・P.179 「事業費算定」には、土地代金と汚染土対策費が入っているのかどうかははっきりしない中で、広域化のメリットだけが取り上げられているのはなぜか。	概算事業費算定の範囲は、建設費及び運営費としています。なお、現段階における試算であり、今後の検討段階において精査を行い、必要に応じて見直します。	△
57	11	181	負担割合 用地取得は朝霞と和光市の人口割・均等割で行う。ゴミ処理費は搬入量割で行う。	No.30のとおり	△
58	-	-	文化財（午王山の存在） 午王山が、国指定文化財に指定されたことに触れて、内外に認知度を高める。	-	□